

## 契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は本件を終えたときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって完了したものとする。  
甲は完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に改善し、再検査を受ける。この場合前項の条件を適用する。
- 4 乙は納付期限までに完了できないときは、すみやかに納付期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合を除き納付期限までに完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。
- 6 乙は本件を完了したときは、代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 9 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 10 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。